好評募集中

分かりやすくすぐ役立つ

みずほセミナー

みずほ総合研究所
http://www.mizuhosemi.com
TEL 0120(737)132

9/13満席
追加開催

【同一労働同一賃金＝法務編】

相次ぐ違法判断、来年4月の施行を待たず要対応！

同一労働同一賃金(不合理な待遇差解消)と企業の実務対応

～アルバイトに賞与？契約社員に退職金？「今」対応すべきは何か？最新の法情報や裁判例をふまえて詳説～

昨年成立した働き方改革関連法のうち、政府のいう「同一労働同一賃金」部分の施行は 2020 年 4 月からです。「同一労働同一賃金」というキャッチフレーズが一人歩きしていますが、正確には「不合理な待遇差解消」を意味します。ところがこの「不合理な待遇差解消」は 2013 年 4 月の改正施行時に既に定められており、昨今相次いで出されている非正規社員の待遇に関する判決は、2013 年施行の現行法を適用して違法と判断されたものです。つまり、企業には 2020 年 4 月まで猶予があるわけではなく、まさに「今」から検討に着手しなければならないのです。本セミナーでは、指針等を含めた最新の法情報や裁判例をふまえ、対応が必要な部分と、最高裁で結論が出るのを待つ部分とに分けて、わかりやすく解説します。

◆開催日時
１０月１６日(水)
13:00～17:00
大阪

◆講師
石嵜・山中総合法律事務所
弁護士
橘 大樹 氏

◆会場
北浜フォーラム
〔大阪市中央区北浜1-8-16〕

◆参加費
(消費税･テキスト代込み)
ゴールド会員 24,200円
シルバー会員 26,400円
上記会員以外 29,700円

1 なぜ「今」からの対応が必要か？
(1)働き方改革と非正規労働者の待遇見直し (2)政府が進める「同一労働同一賃金」の中身 (3)現行法上、待遇差の是正は既にマスト？ (4)アルバイトにも賞与・手当？ (5)現行法と法改正を踏まえたスケジュール感

2 同一労働同一賃金の基本的考え方
(1)法律で求められる「均衡」と「均等」の意味 (2)「職務」が同じなら「賃金」も同じにする必要があるか
(3)「職務」が別なら「賃金」も別でよいといえるか (4)比較対象となる「通常の労働者」とは誰か？
(5)ハマキョウレックス事件の最高裁判決（2018.6.1） (6)法に違反した場合のリスク

3 企業における制度点検・検討の手順
(1)自社の「雇用形態」の職務や異動範囲を洗い出す (2)それぞれの「待遇」の性質・目的を整理する
(3)待遇が相違する「理由」は何か (4)正社員の賃金引下げは許されるか

4 最新の裁判例、厚労省指針の解説
(1)日本郵便（東京）事件の東京高裁判決（2018.12.13）－住居手当、年末年始勤務手当を全額認容
(2)日本郵便（大阪）事件の大阪高裁判決（2019.1.24）－雇用期間が5年を超えるかという基準
(3)大阪医科薬科大学事件の大阪高裁判決（2019.2.15）－アルバイトにも賞与を６割支給せよ
(4)メトロコマース事件の東京高裁判決（2019.2.20）－正社員の4分の1の退職金を支給せよ
(5)厚労省指針（ガイドライン）の位置付け

5 個々の待遇ごとに見る制度点検・検討のポイント
①基本給 ②賞与 ③役職手当 ④特殊作業手当 ⑤精皆勤手当 ⑥時間外手当 ⑦通勤手当 ⑧食事手当
⑨地域手当 ⑩住宅手当 ⑪家族手当 ⑫退職金 ⑬福利厚生 ⑭特別休暇 ⑮病気休職 ⑯定年後再雇用

6 2020.4.1施行の法改正（パート・有期労働法）
(1)パート・有期労働法と改正ポイント (2)「不合理な待遇差」という枠組みは全く同じ
(3)入社時に「明示」すべき事項の追加 (4)従業員の求めに応じた「説明」の義務化
(5)無期転換した契約社員はどうすればよいか (6)派遣法改正と労使協定方式の概要

7 企業の実務対応策まとめ

参加申し込み書

お申込みはホームページからどうぞ
セミナー最新情報もご覧いただけます
http://www.mizuhosemi.com
みずほセミナー 検索

FAXでのお申込みは 0120(737)219

No.19-21010「同一労働同一賃金(不合理な待遇差解消)と企業の実務対応」(2019.10.16)

住所	〒	TEL	
		FAX	
会社名			
参加者	所属 役職 氏名（フリガナ）		歳
	所属 役職 氏名（フリガナ）		歳
派遣責任者名	所属 役職 氏名（フリガナ）		
請求書送付先	所属 役職 氏名（フリガナ）		
通信欄			HP

ご記入いただいた個人情報の利用目的は以下のとおりです。
①商品やサービス等のお申込の受付のため。②商品やサービス等のお取引における管理のため。③商品やサービス等のご提供に必要なご案内･ご連絡･ご請求等を行うため。④ダイレクトメールの発送等、当社や提携会社等の商品やサービス等に関する各種ご提案・ご案内のため。⑤その他お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため。

※諸般の事情により開催を中止させていただく場合がございます。
※お取り消しの場合は開催日の前営業日17時までにご連絡ください。
※同業の方のご参加はご遠慮ください。
※プログラムの無断転用はお断りいたします。
※ご参加費につきましてはセミナーの３営業日前までにお振込みください。
※反社会的勢力と判明した場合には、セミナーへの出席をお断りいたします。

(Web用)